

浦添市所有施設等における自動販売機の設置運営者公募に関する実施要領

浦添市では、施設等利用者の利便性の向上、災害時における飲料水の確保、並びに収入の確保を図るため、市有施設等に設置する自動販売機の設置運営者（以下「設置運営者」といいます。）を募集します。

浦添市所有施設等における自動販売機の設置運営者公募に参加を希望する方は、本実施要領のほか、別添仕様書をご覧になり、内容を承諾した上でご参加ください。

1 募集期間

令和6年12月26日（木）から令和7年2月5日（水）まで

2 募集内容

（1）公募物件

物件番号	所在地 施設名・設置場所	台数	種別	付加機能
1	浦添市役所 本庁舎地下一階自販機コーナー①～②	4	飲料2台 食品2台	災害協定必要
2	浦添市役所 本庁舎地下一階自販機コーナー①～③	3	飲料	災害協定必要
3	浦添市牧港 5-22-2 牧港漁港①～②	5	飲料	—
4	浦添市内間 2-18-1 内間市営住宅（A・D棟エレベーターホール）	2	飲料	—
5	浦添市仲間 2-53-1 浦添グスク・ようどれ館（北側）	1	飲料	—

※付加機能は物件番号1と2以外は公募の必須条件としていません。しかし付加機能として災害対応型自動販売機を提案した場合は地域貢献度において加点要素として審査されます。災害対応型を提示する場合は、災害時において必要が生じた場合に飲料水等が無償提供することが可能な機能を有する機種とします。無償提供は市へ自動販売機の鍵を貸与する方法により行うものとし、別途、市と災害協定を締結していただきます。

※一般的な自動販売機でも、鍵を貸与することで災害時に取り出せる分の飲料を無償提供する場合は、災害対応型の提示として認めます。しかし、付加機能として災害対応型の機能を有している機種を提示した場合よりも地域貢献度の加点は低くなります。別途、市と災害協定を締結していただきます。

※貸付面積は1台当たり1㎡を目安としますが、実際の貸付面積は、選定後に設置運営者と施設所管課とで協議し決定します。

※貸付公募物件の詳細及び自動販売機の配置については別紙「物件詳細一覧」、「自動販売機配置図」をご確認ください。

※物件番号ごとに応札が可能です。

※物件番号１の①～②（物件詳細一覧の施設名欄に記載、以下同じ）、物件番号２の①～③、物件番号３の①～②は応札事業者の中から別々の事業者を選定するものとします。物件番号１、２、３、４は一カ所分の応札をしてください。１の①～②、２の①～③物件番号３の①～②の場所の決定については、設置運営者を選定した後に総合得点の高い事業者から順に連絡をして場所を選んでもらいます。総合得点が一番高い事業者以外は残っている番号から選んで設置いただくことになります。

※設置する自動販売機は令和７年度中を期限として新札に対応することとします。

（２）公募スケジュール

項 目	日 程
参加申込受付期間	令和６年１２月２６日（木）～ 令和７年２月５日（水）
質問受付期間	令和６年１２月２６日（木）～ 令和７年１月２７日（月）
参加資格の通知	令和７年２月１２日（水）予定
審査実施日・設置運営者の決定	令和７年２月１３日（木）予定
審査結果通知	令和７年２月１８日（火）予定
契約手続	審査結果通知の日から３月中旬頃
契約締結	令和７年３月２５日（火）まで
貸付開始	令和７年４月１日（火）予定

３ 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができます。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （３）本市から指名停止の措置を受けていないこと。
- （４）浦添市暴力団排除条例（平成２３年６月２９日条例第１４号）第２条に規定する暴力団および暴力団員に該当又は関係していないこと。
- （５）公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体若しくは構成員でないこと。
- （６）国税及び地方税の滞納がないこと。
- （７）過去２カ年の間に国、沖縄県、浦添市又は他地方公共団体等の庁舎、施設等に自動販売機を設置した実績があること。

４ 契約にあたっての主な条件

（１）契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第２３８条の４第２項第４号の規定に基づく行政財産の一時貸付け（賃貸借契約）です。

（２）契約期間（貸付期間）

契約期間は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間とします。

なお、貸付期間終了後の更新は行わないこととします。

（３）契約の解除

本市は、契約期間中であっても、設置運営者が契約に反する使用を行っている場合

及び本市が公用又は公共用に供する場合（用途変更、廃止等を含む。）は、契約を解除することができます。

（４）貸付物件の用途指定

自動販売機設置運營業務の用途に供さなければなりません。

（５）貸付料

貸付料は次の合計額とします。

- ① 基本貸付料（３年間固定の金額になります。目安の金額は別紙でご確認ください。）
自動販売機の設置にかかる基本貸付料（年額）は、浦添市行政財産使用料徴収条例第２条第１項各号の定めにより算定した額とします。
※実際の基本貸付料は、自動販売機の設置面積により変動があります。

② 売上連動貸付料（※見積対象）

売上の総額（商品に課す消費税等を含む。）に、公募で決定した売上に占める割合（％）を乗じて得た額とします。

※売上連動貸付料は任意の割合（％）とします。本市が設定する最低売上連動貸付料率（％）はありません。

（６）光熱水費及びその他必要経費

① 電気使用料

電気使用料は設置運営者の負担とし、専用子メーターより算定した額とします。

② その他必要経費

自動販売機等の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の経費は、設置運営者の負担とします。

（７）その他条件

- ① 自動販売機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ② 販売品目（飲料用）は、缶、ペットボトル又は紙パックなどの密閉容器とし、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、乳飲料、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とすること。
- ③ 酒類（ノンアルコール飲料を含む。）の販売はしないこと。
- ④ 販売品目（食品用）は、ビニール袋等の個別包装又は密閉容器とし、パン、菓子、アイスクリーム、栄養補助食品、カップ麺などの食品とすること。
- ⑤ 販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ⑥ 特記事項については、物件詳細一覧を確認すること。
- ⑦ 原則として自動販売機１台に１個の割合で容器の回収ボックスを設置し、設置運営者の責任で適切に容器を回収・リサイクルすること。

５ 実施要領の配布

（１）配布期間

令和６年１２月２６日（木）から令和７年２月５日（水）

（２）配布場所

浦添市ホームページ

（３）入手方法

浦添市ホームページ（<https://www.city.urasoe.lg.jp/>）からダウンロードしてください。

６ 参加申込書等の提出方法

（１）提出期間

令和６年１２月２６日（木）から令和７年２月５日（水）午前９時から午後５時まで

(ただし、正午から午後 1 時までの時間及び閉庁日は受け付けできません。)

(2) 提出場所

浦添市役所 8 階 行財政改革推進課

(3) 提出書類

下記書類を 1 部提出してください。

なお、提出していただいた書類は返却いたしません。

	提出書類
①	参加申込書 (様式第 1 号)
②	誓約書 (様式第 2 号)
③	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
④	市町村税の滞納のない証明書
⑤	都道府県税完納証明書
⑥	国税納税証明書 (様式その 3 の 3)
⑦	設置する自動販売機のカatalog
⑧	事業実績書 (様式第 3 号)
⑨	見積書 (様式第 4 号)
⑩	地域活動実績報告書 (様式第 5 号)

※③、④、⑤、⑥については発行後 3 か月以内のもの (写し可)。

(4) 提出方法

窓口 (浦添市役所 8 階 行財政改革推進課) に直接持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が証明できる方法にしてください。

7 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、見積合せを辞退する者は、辞退届 (様式第 7 号) を次の方法により提出してください。

ア 提出期限

令和 7 年 2 月 10 日 (月) 午後 5 時まで

イ 提出方法及び提出先

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が証明できる方法にしてください。

8 参加資格の審査及び通知

市において参加資格の審査を行い、審査結果を参加申込者のファックス又は電子メールアドレス宛に送信します。なお、送信日は令和 7 年 2 月 12 日 (水) を予定しています。

9 実施要領等に関する質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和 6 年 12 月 26 日 (木) から 1 月 27 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 質問方法

質問書 (様式第 6 号) を電子メールにより提出してください。(開封確認を要求する方法で送信してください。) なお、FAX や、電話・来庁における口頭での質問は受

け付けないものとします。

※質問受付用電子メールアドレス gyoukaku@city.urasoe.lg.jp

(3) 回答方法

回答を質問者の電子メールアドレス宛に送信します。なお、質問内容及びその回答は適宜、浦添市ホームページにて公表します。（質問者名は掲載しません。）

10 現地確認

現地説明会は行いませんので、設置場所の確認を行う場合は、別紙「物件詳細一覧」に記載の施設「所管課」に事前に連絡のうえ行ってください。

11 設置運営者の選定方法

(1) 審査実施日

令和7年2月13日（木）予定

(2) 設置事業者の選定方法

- ① 提出された見積書及び地域活動実績報告書等について審査し、審査結果で得点の高い参加者を設置運営者として選定します（設置台数が複数ある場合は、設置台数分の上位の得点を得た事業者を設置運営者として決定します）。

審査項目	配分点
売上連動貸付料率（％）	60点
地域貢献度	40点

※売上連動貸付料率（％）の得点の計算方法：

（提案した売上連動貸付料率／最も高い売上連動貸付料率）×60

例：A事業者の提案した売上連動貸付料率＝25.4％

参加事業者の中で最も高い売上連動貸付料率＝30.0％

A事業者の得点＝（25.4／30.0）×60＝50.80点（小数点第2位で四捨五入）

※付加機能は公募の必須条件としていません。しかし付加機能として災害対応型自動販売機を提案した場合は地域貢献度において加点要素として審査されます。災害対応型を提示する場合は、災害時において必要が生じた場合に飲料水等を無償提供することが可能な機能を有する機種とします。無償提供は市へ自動販売機の鍵を貸与する方法により行うものとし、別途、市と災害協定を締結していただきます。

※一般的な自動販売機でも、鍵を貸与することで災害時に取り出せる分の飲料を無償提供する場合は、災害対応型の提示として認めます。しかし、付加機能として災害対応型の機能を有している機種を提示した場合よりも地域貢献度の加点は低くなります。別途、市と災害協定を締結していただきます。

※物件番号1の①～②（物件詳細一覧の施設名欄に記載、以下同じ）、物件番号2の①～③、物件番号3の①～②は応札事業者の中から別々の事業者を選定するものとします。物件番号1、2、3、4は一カ所分の応札をしてください。1の①～②、2の①～③物件番号3の①～②の場所の決定については、設置運営者を選定した後に総合得点の高い事業者から順に連絡をして場所を選んでもらいます。総合得点が一番高い事業者以外は残っている番号から選んで設置いただくことになります。

※設置する自動販売機は令和7年度中を期限として新札に対応することとします。

- ②同一の物件につき得点が同点の事業者が2者以上いることで、設置運営者を選定することができない場合は、次に掲げる方法により設置運営者を決定します。

ア 市内事業者を優先として設置運営者とします。

イ アにより設置運営者が決定しない場合には後日「くじ」によって設置運営者を決

定します。当該事業者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（選定事務に関係のない職員）が応募者に代わってくじを引き、設置運営者を決定します。その場合、くじに対する異議申し立てはできません。

(3) 審査の中止

天災その他やむを得ない理由があるとき又は不正な公募資料の提出のおそれがあると認められるときは、公募を延期又は中止することがあります。なお、この場合において、当該公募に要した費用を本市に請求することはできません。

(4) 審査結果の公表について

審査結果については、物件ごとに応募件数、決定した設置運営者及び売上連動貸付料率（％）をホームページに公表します。

1 2 契約の締結

設置運営者は、令和 7 年 3 月 25 日（火）までに、各施設所管課と公有財産賃貸借契約書（自動販売機設置）を締結してください。

1 3 設置運営者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置運営者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由がなく指定する期日までに貸付の手續に応じなかった場合
- (2) 設置運営者が応募者の資格を失った場合

1 4 その他留意事項

- (1) 応募に要する経費及び提出にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 応募にかかるすべての提出物は、原則として返却しません。
- (3) 応募にかかるすべての提出物は、本公募以外に使用しません。
- (4) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。
- (5) 設置運営者の選定において、「3 資格要件」に規定する資格を有しない者の申込み及びこの要領に定める募集に関する条件に違反した見積書の提出は、無効とします。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は失格とする場合があります。
 - ア 応募資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 正当な理由がなく、指定する期日までに契約及び必要な手續に応じなかった場合
 - エ 前記に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 公募により設置運営者が決定しなかった場合は、施設所管課の判断により行政財産の目的外使用許可を出し、自動販売機を設置することがあります。また、設置運営者が決定しなかった物件番号以外の物件番号へ応札した事業者を対象として見積もり合わせを行い、設置運営者を選定することがあります。

1 5 問い合わせ先・参加申込書提出先

- (1) 公募手續に関すること、参加申込書・見積書等提出先
浦添市 財務部 行財政改革推進課 担当：宮里
〒901-2501
浦添市安波茶 1－1－1（浦添市役所 8 階）
電話 098－876－1207
E-mail gyokaku@city.urasoe.lg.jp
- (2) 設置場所の確認に関すること
別紙「物件詳細一覧」に記載の施設所管課